

# UIターンにより長野県内で就業・創業等をする方を応援します！

(令和5年4月1日以降に御代田町へ住民票を移された方)

## 移住支援金・創業支援金のご案内

### 移住支援金

県が支援する企業等への就業や社会的事業の創業等をする移住者が対象です。  
(単身世帯の場合は最大60万円、2人以上世帯の場合は最大100万円(令和5年4月1日以降に御代田町へ転入した場合、18歳未満の世帯員を帯同するときは、当該世帯員一人につき100万円を加算する。))

### 創業支援金

県内の地域課題解決を目的として、社会的事業で創業等をする方が対象です。  
(補助率1/2、最大200万円)

### 移住支援金

+

### 創業支援金

県内へ移住し、社会的事業で創業等をした場合  
(単身の場合は最大260万円、2人以上世帯の場合は最大300万円+子供加算)

## 移住支援事業等の概要

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、愛知県又は大阪府から長野県内に移住をした方で、長野県が選定した企業等に就業した方又は創業支援金の交付決定を受けた方に、長野県と市町村が共同で支援金を支給する事業です。

## 移住支援金の概要

次に定める要件に該当する方が対象となります。

### ①【移住元】東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、就労していた方

#### 移住元での要件

住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労（被用者としての就労の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての就労に限ります。）をしていた方で、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労をしていた方が対象です。また、東京圏、愛知県又は大阪府内に在住し、かつ、東京圏、愛知県又は大阪府内の大学等へ通学し、東京圏、愛知県又は大阪府内の企業等へ就職した方については、その通学期間を通算することができます。

### ②【移住先】県内へ移住した方

#### 移住先での要件

- ・移住支援金の申請が、転入後3か月以上1年以内であること。
- ・申請後5年以上継続して御代田町に居住する意思があること。他

### ③-1【就業】長野県内で就業する方

(A) マッチングサイトに掲載している求人に応募して採用される場合

#### 就業先等に関する要件

[長野県移住支援金対象求人情報サイト](#)

- ・長野県が移住支援金の対象とした法人であること。
- ・長野県が選定する週20時間以上の無期雇用契約の求人に応募し採用されたものであること。
- ・申請後5年以上継続して就業先企業等に勤務する意思があること。他

(B) 専門人材の場合

#### 就業先等に関する要件

- ・内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して県内で就業した方であること。
- ・週20時間以上の無期雇用契約で就業していること。

- ・申請後5年以上継続して就業先企業等に勤務する意思があること。
- ・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。他

(C) テレワーカーの場合

- ・所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと。
- ・デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等からの資金提供を受けていないこと。

(D) 関係人口の場合 次の(1)から(3)の要件の全てに該当

(1) 関係人口に関する要件（いずれかに該当）

- ・御代田町に通学、通勤又は居住をしたことがある者
- ・御代田町にふるさと納税をしたことがある者
- ・御代田町で二地域居住又は週末暮らしをしたことがある者
- ・御代田町で地域活動に参画したことがある者
- ・長野県又は御代田町の移住施策に参画したことがある者

(2) 就業先等に関する要件（いずれかに該当）

- ・③-1(A)で、県が移住支援金の対象とする要件を満たした法人であること。
- ・長野県が認証した、職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業

(3) 労働条件等に関する要件（すべてに該当）

- ・週20時間以上の無期雇用契約で就業し、3か月以上在職していること。
- ・申請後5年以上継続して就業先企業等に勤務する意思があること。
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。他

③-2【創業】創業支援金の交付決定を受けており、かつ、移住支援金の交付申請が創業支援金の交付決定日から1年以内に行われたものであること。

④【返還要件】長野県又は御代田町から転出した場合や就業先企業等を離職した場合等、移住支援金を返還いただくことがあります。詳しくは、お問い合わせください。

### 創業支援事業の概要

※創業支援事業の詳細は、直接、長野県経営・創業支援課へお問い合わせください。

県内経済を担う次世代産業を創出するため、地域の課題をビジネスの手法で解決するソーシャル

- ・イノベーションによる創業者等を支援することを目的とした事業です。

対象事業は、県が定める分野（地域活性化、過疎地対策、買い物弱者支援、地域交通支援、子育て支援、環境エネルギー関連、社会福祉関連等）において、地域の課題解決に資する社会的事業であることが要件となります。

### 創業支援金の対象

※創業支援事業の詳細は、直接、長野県経営・創業支援課へお問い合わせください。

【対象者】主な要件は以下のとおりです。

- 1 長野県内において、社会的事業を行うこと
- 2 県内に居住し、又は本事業の補助事業期間完了日までに居住を予定している方
- 3 公募開始日以降補助事業完了までに、県内で創業もしくは事業承継・第二創業を行い、その代表者となる方

※事業承継・第二創業については、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野に限ります。

### 【問い合わせ先】

御代田町 産業経済課 商工観光係

住所 御代田町大字馬瀬口1794-6 Tel 0267-32-3113

e-mail [shokan@town.miyota.nagano.jp](mailto:shokan@town.miyota.nagano.jp)